




奄美(04)107号建物液面計修理

名 称	奄美(04)107号建物液面計修理		
後方支援隊長	営繕班長		工事企画
			
奄美警備隊後方支援隊営繕班		図面番号	1/5

仕 様 書

- 1 作業件名：奄美（04）107号建物液面計修理
- 2 作業場所：鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266-49 陸上自衛隊奄美駐屯地内
- 3 作業期間：契約締結日の翌日 ～ 令和5年3月31日（金）

4 作業概要

107号建物のデジタル液面計指示電源部内基板の取替を実施（細部下表のとおり）

品 名	規 格	数 量	備 考
1 デジタル液面計指示電源部	昭和機器 DSV-OLM-HC		
(1) CPU基板	DSV-OLM-HC用制御基板	1 枚	
(2) バリア基板	DSV-OLM-HC用バリア基板	1 枚	
2 部品交換作業		1 式	

5 一般事項

- (1) 本作業は、図面・本仕様書によるほか、メーカー仕様、関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成、監督官に提出するものとし、了解を得たのち作業を実施すること。
- (4) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。しかし、故障・破損の責が官側に有る場合の修理費用、追加に係わる費用は含まない。
- (5) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (6) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (7) 作業に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (8) 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (9) 発生材（鉄くず等の売り払い可能なもの）は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。
- (10) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (11) 役務実施場所以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙は、禁止する。
- (12) 作業時間は08:30～17:00を原則とし、時間外及び休日等は作業を実施しないこと。（緊急作業等については、許可を受ければこの限りではない。）

6 特記事項

- (1) 本作業については、既設基板の撤去及び新規基板の取付を実施した後に動作確認まで実施すること。
- (2) 本作業において異常個所等を発見した場合は、書面にて監督官に提出するとともに、その補修の見積を提出すること。

7 提出書類

- (1) 現場代理人等指名・変更通知書（契約後すみやかに）
- (2) 工程表（契約後すみやかに）
- (3) 打ち合わせ簿（その都度）
- (4) 着手届（着手前）
- (5) 作業日誌（その都度）
- (6) 工事材料搬入報告書（その都度）
- (7) 完了届（完了後すみやかに）
- (8) 写真（完了後すみやかに、また、段階ごと及び、監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳（A4）に整理し提出すること。）
- (9) その他監督官が指示したもの

